

経済建設委員会会議録

令和5年9月15日（金）
（開 会） 10：00
（閉 会） 13：36

【 案 件 】

1. 認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
2. 認定第12号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
3. 認定第13号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
4. 認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
5. 議案第53号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）
6. 議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
7. 議案第56号 市道路線の認定

【 報告事項 】

1. 飯塚市・サニーバール市姉妹都市交流10周年記念事業に係る渡航について
(国際政策課)
2. 飯塚市周遊商業エリア連携事業について
(商工観光課)
3. 林道「筒野第一支線」で発生した事故に係る訴訟について
(庄内支所経済建設課)
4. 工事請負契約について
(企業管理課)
5. 飯塚市行政経営戦略推進ビジョン（素案）及び市民意見募集について
(業務改善・DX推進課)

○委員長

ただいまから、経済建設委員会を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

委員会の運営方法についてお諮りいたします。当委員会に付託を受けております、認定議案4件の審査につきましては、一括議題とし、まず執行部からの議案の補足説明を受け、その後審査に入りたいと思います。

初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑、次にそれぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論・採決は保留し、最後に認定議案ごとに、討論・採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議がないようですので、そのように運営をさせていただきます。

それでは、「認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの4件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○企業管理課長

「認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の4件につきまして、一括して、補足説明をさせていただきます。企業局の決算につきましては、一般会計の官公庁会計とは異なり、公営企業会計の複式簿記となっております。決算書に基づきまして、補足資料を作成いたしましたので、この資料に沿ってご説明させていただきます。

資料「令和4年度 企業局の決算について」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。まず、公営企業会計の予算の仕組みについて、3つの財布という例で説明をさせていただきます。まず第1の財布が、収益的収支（維持管理費用）となります。この収入として、水道料金や下水道使用料等の料金収入があり、支出として水を作る工

程でかかる費用、施設の維持管理の経費、起債をした際の利息が、この第1の財布から支払われます。第2の財布が資本的収支（投資費用）となります。収入として、企業債や一般会計からの補助金があり、支出としては、建設改良費等の事業費、企業債元金の償還が、この第2の財布で賄うものとなります。第3の財布が内部留保資金等となります。未処分利益剰余金や内部留保資金等を貯めておく財布となります。この第3の財布は、第1の財布と第2の財布の過不足を調整する財布となります。第1の財布、収益的収支と第2の財布、資本的収支の余りや、純利益、減価償却費等を入れる財布になります。いわゆる貯金のような性質がございます。第1の財布や第2の財布で不足が生じた際に、ぎりぎり崩して使用しますので、ある程度余裕がないと、安定した経営はできません。

まず初めに、「水道事業会計の決算について」ご説明いたします。

3ページをお願いいたします。令和4年度の給水戸数は、5万9910戸で、前年度より増加、給水人口は12万1468人で前年度より減少しており、近年この傾向が続いております。

4ページをお願いいたします。令和4年度の年間総配水量は1426万816立方メートル、年間有収水量は、1225万728立方メートル、ともに前年度に比べ減少しており、有収率は85.9%で、令和3年度の全国平均90.1%及び類似団体平均値89.7%と比較して低い状態となっております。

次に、収支の状況についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。この資料の金額につきましては、概算になりますので、ご了承ください。収益的収支、第1の財布につきましては、収入合計が26億4千万円、支出合計は22億千万円となっております。収支の結果として、収入のほうが多くなっておりますので、3億9千万円の純利益を計上しております。この純利益につきましては、内部留保資金等（第3の財布）に積み立てを行っております。

6ページをお願いいたします。料金収入と損益の推移をグラフで示したものです。平成30年度から令和3年度までは赤字となっておりますが、令和4年度につきましては、令和4年1月の水道料金改定により、前年度と比較して、料金収入は約5億9千万円増加しており、3億9千万円の黒字となっております。資料左下に表記しておりますが、料金収入につきましては、令和4年1月の料金改定時に計画しておりました額に比べて増加をしておりますけれども、損益につきましては、1811万1千円下回っており、燃料費の上昇による電気料金の高騰等で、動力費が前年度比約4100万円増加したこと等の影響によるものと考えております。

7ページをお願いいたします。資本的収支、第2の財布につきましては、収入合計が7.5億円、支出合計は17億円となっております。資本的収支の不足額が9.5億円となっております。この分につきましては、内部留保資金等、第3の財布で補填をしております。

8ページをお願いいたします。水道事業会計の内部留保資金等、第3の財布の残高の内訳でございます。収益的収支や資本的収支の過不足を調整しております。前年度期末残高は13.4億円、令和4年度では、収益的収支の利益分の積み立てを行いましたので、3.9億円のプラス、資本的収支の不足分を補填しましたので、9.5億円のマイナス、当年度分となっておりますのが、減価償却費等の内部留保資金として積立が9.1億円となり、令和4年度期末残高は16.9億円となっております。その下に、5年間の推移をグラフで示しておりますが、平成30年度以降は、赤字になっていたことで、残高は減少傾向にございましたが、令和4年度につきましては、残高が増加しております。

9ページをお願いいたします。「水道事業会計の企業債残高の状況」でございます。前年度期末残高が83億円、令和4年度の返済分が5.1億円、新たな借入れが5.2億円、よって、令和4年度、期末残高は83.1億円となっております。

10ページをお願いいたします。「令和4年度の主な事業」でございます。重要給水施設等配水管布設替工事につきましては、水道事業経営戦略に基づき、令和4年4月1日現在で、全

長939.01キロメートルの水道管のうち、年間約6キロメートルについて、基幹管路及び重要給水施設への管路を重点的に、計画的な更新を行っております。主な布設替工事として、菰田地区配水幹線布設替工事などにおいて、5.59キロメートルの更新を実施しております。浄水場等施設改良工事につきましては、老朽化した施設及び設備について、実際の使用年数に応じ、管路同様、計画的な更新を行っております。また、諸施設新設工事では、主に令和3年度から令和4年度の継続事業とした太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設工事等工事を行い、よりおいしい水をお届けすることができるようになっております。

11ページをお願いいたします。「財務・経営の状況（指標）」です。経常収支比率は、企業の収益性を示すもので、経常費用が経常収益でどの程度賄われているかを示す指標でございます。100%を上回っていれば、健全な経営上状態であるとされております。令和4年度は117.23%となっております、水道事業会計として健全な経営状態であることを示しております。料金回収率は、給水にかかる費用をどの程度、水道料金で賄うことができているかを示す指標でございます。100%を上回っていれば水道料金で賄えていると言えます。令和4年度は118.37%となっております。企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の規模を示す指標で、355.44%となっており、前年度と比較しますと減少しておりますが、類似団体との比較では、未だ高い状況となっております。この資料の中ほどに参考としまして、令和3年度の状況も表記をさせていただいておりますが、令和4年度につきましては、令和4年1月の料金改定による給水収益の増加により、各指標とも改善をしております。

資料「水道料金の他市比較資料」をお願いいたします。今年度の水道事業会計決算は、令和4年1月の料金改定後、初めての決算となります。水道事業会計の説明の中でも、改定後の影響による説明をさせていただいておりますので、令和4年4月現在の状況ではございますが、県内の水道料金の他市比較の資料を提出させていただいております。本市につきましては、右側の網かけでお示ししておりますが、県内21番目となっております。ご確認をいただきたいと思っております。

次に、「工業用水道事業会計の決算について」ご説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。契約件数は6社で、年間契約水量は13万305立方メートル、年間総給水量は8万5918立方メートルとなっております、前年度に比べて、年間総給水量は2万755立方メートル、31.9%の増となっております。

14ページをお願いいたします。収益的収支、第1の財布につきましては、収入合計が5517万円、支出合計は5022万円となっております。よって、495万円の純利益を計上しております。この純利益につきましては、内部留保資金等、第3の財布に積立てしております。工業用水道事業につきましては、主な収益が他会計補助金となっております。

15ページをお願いいたします。資本的収支、第2の財布につきましては、支出合計が567万円となっており、資本的収支の不足額が567万円となりますが、全額を内部留保資金、第3の財布で補填をしております。

16ページをお願いいたします。「工業用水道事業会計の内部留保資金等残高の内訳」となっております。前年度期末残高は、3668万円、令和4年度では、収益的収支の495万円、資本的収支の不足分を補填しましたので567万円のマイナス、当年度となっておりますのが、減価償却費等の内部留保資金として積立てが1388万円となり、令和4年度期末残高は4984万円となっております。その下に5年間の推移をグラフで示しております。

17ページをお願いいたします。「令和4年度の主な事業」となっております。浄配水施設整備事業として、津波導水管更新実施設計業務負担金を支出しております。

続きまして、「下水道事業会計の決算について」説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。令和4年度の年間総処理水量は632万4638立方メー

トルで、前年度に比べ、51万3573立方メートルの減となっております。水洗化戸数は2万4836戸、水洗化人口は5万3149人で、前年度に比べ増加しております。

20ページをお願いいたします。収益的収支、第1の財布につきましては、収入合計が20億円、支出合計は18.8億円となっております。よって、1.2億円の純利益を計上しております。この純利益につきましては、内部留保資金等、第3の財布に積立てしております。

21ページをお願いいたします。使用料収入及び損益の推移を示したものでございます。前年度と比較しまして、水道事業と同様に燃料費等上昇による電気料金の高騰等で、損益は減少しております。

22ページをお願いいたします。資本的収支、第2の財布につきましては、収入合計が14.3億円、支出合計は21.9億円となっております。資本的収支の不足額が7.6億円となっており、この分につきましては、内部留保資金等、第3の財布で補填をしております。

23ページをお願いいたします。「下水道事業会計の内部留保資金等、第3の財布の残高の内訳」でございます。収益的収支や資本的収支の過不足を調整しております。前年度期末残高は10.9億円、令和4年度の収益的収支につきましては、純利益がありましたので、1.2億円のプラス、資本的収支の不足を補填しましたので、7.6億円のマイナス、当年度分は、前年度の純利益の積立てであるマイナス1.7億円や、減価償却費等の内部留保資金として積立てによる8億円を合わせた6.3億円となり、令和4年度期末残高は10.8億円となっております。その下に、5年間の推移をグラフで示させていただいております。

24ページをお願いいたします。「下水道事業会計の企業債残高の状況」でございます。前年度期末残高が109.4億円、令和4年度の返済分が6.7億円、新たな借入れ分が7億円、よって令和4年度期末残高は、109.7億円となっております。

25ページをお願いいたします。「令和4年度の主な事業」となっております。施設整備事業として、令和3年度から引き続き、水江雨水ポンプ場の新設工事や、ポンプ場等施設改良事業として、各ポンプ場遠方監視制御設備改築等工事などを実施しております。

26ページをお願いいたします。「財務・経営の状況（指標）」でございます。経常収支比率は106.44%、経費回収率は100%となっております。企業債残高対事業規模比率は、料金収益に対する企業債残高の規模を示す指標で、959.7%となっており、類似団体と比較して高い状況となっております。

最後に、「病院事業会計の決算について」ご説明をさせていただきます。

28ページをお願いいたします。収益的収支、第1の財布につきましては、収入合計が4.9億円、支出合計は4.8億円となっております。よって、0.1億円の純利益を計上しておりますが、現金による収集は、収入、支出ともに2.8億円となっており、長期前受金戻入による現金の収入を伴わない収益が利益となっております。

29ページをお願いいたします。収益的収支の決算の結果、剰余金計算に記載しておりますように、当年度純利益に前年度繰越欠損金を加えた結果、当年度未処理欠損金は、9億305万円となっております。病院事業会計では、収益収支は欠損金を繰越しており、補填できないため損失額が累積しておりますが、この欠損金は、現金の支出を伴わないため、この欠損金により病院運営への影響や病院事業会計への資金不足につながるものではありません。

30ページをお願いいたします。資本的収支、第2の財布につきましては、収入、支出ともに合計が2.1億円となっております。資本的収支不足額はございません。

31ページをお願いいたします。「病院事業会計の企業債残高の状況」でございます。企業債の元利償還金は交付税の額を除き、指定管理者の負担となっております。

以上で、認定議案4件の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

補足説明が終わりましたので、審査に入りたいと思います。

初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 20

再 開 10 : 21

委員会を再開いたします。

「認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○城丸委員

水道事業会計なのですけれど、有収率が85.9%で、全国平均が90%ぐらいで、全国から比べて低いということですが、この有収率の説明も含めてなぜ低いのか分かりましたら教えてください。

○企業管理課長

先ほど説明させていただきましたとおり、有収率につきましては、今年度85.9%となっております。前年度に比べて1.3%減少しております。有収率につきましては、年間配水量に対する年間有収水量の割合でございます。各水量の増減により微増減するものでございます。今回若干下がっております。この有収率を向上させるためには、無収水量、料金の対象となっていない水量の減少を図ることが必要であると考えております。無収水量の大部分は、漏水等であることが考えられるため、引き続き、漏水調査や老朽管の更新を行うなど、漏水量の削減に努めていきたいと考えております。

○城丸委員

全国と比較して何で低いのかという質問もしたのですが、全国と比べて、飯塚市の管が古かったり、それで漏水が多いとかそういう原因なのですか。

○企業管理課長

確かに今布設させていただいている管路が古くなってきている状況はあります。需要給水管線を中心に、改修と布設替えを行っておりますけれども、そういう状況が影響しているものだと思います。

○城丸委員

有収率が低いので、先ほど言われたような努力をしていくということですね。引き続きよろしく申し上げます。

○石田企業管理者

今お尋ねの、有収率が全国より低いというのは決算書の17ページに、管路の経年化率というのが、水道管の老朽化の度合いを示す指標を示しておりますが、これは平成30年からの指標を書いておりますが、年々老朽化の管の率が高くなっております。説明の中でもちよつと言いましたけれど、全体で約940キロメートル、水道管がありまして、経営戦略で掲げておりますのは、年間6キロメートルの更新をやっていくということですので、端的な老朽化の改善には、年間6キロメートルでは追いついていない状況であります。年々老朽管の比率が高くなっておりますので、料金改定の際にもちよつとお話しましたが、なるべく料金の改定を抑える意味もありまして、管路の更新については、大規模断水にならないような重要な管でありますとか、重要な給水施設を中心にやっていくということですので、現在の経営戦略計画の中では、なかなかその有収率の向上にまではちよつと少し手が届いていない、行き届いていないような状況でございます。

○城丸委員

いずれにしても、ライフラインの一番大事なところなので、年間6キロメートルですけ

れど、これはもう絶対、確実にやっていかなければいけないことだと思いますので、6キロメートルを10キロメートルにできるようにとか、そういう努力はしてほしいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

今、企業管理者が17ページのことを言いましたのでちょっとお尋ねいたしますけれど、これ毎年、あなたが言ったように、管路経年化率は、パーセントが増えていっているわけですよ。6キロメートルしかやっていかないということで、経営戦略の関係でやっていくということになるのですが、確か900幾らの管路の中で、26%ぐらいは布設替えしないといけないというような数字ではなかったかと思うんですよね。900幾らのうちの26%だったと思うんですよね、単純に言えば4分の1ぐらいが老朽化しているから。ということは、先ほど言った6キロメートルで間に合うのかという話ですよ。だから、大規模なところに迷惑かけないようにということで、断水しないようにということですけど、この数字を縮めるためにはさらなる努力が必要だということではないわけですよ。6キロメートルで間に合わないのだから、やはりそのところがもう少し、せめて管路経年化率が減るようにしていくにはどうしたらいいか、やはり知恵を出していかなくてはいけないと思っていますけれど、何か知恵がありますか。

○石田企業管理者

現時点では知恵といいますか、妙案といいますか、特にこれといったものはありませんが、経営努力を行っていく中で、何とか他の経費を抑えながら、管路の更新の距離を少しずつ伸ばしていくような努力を行ってまいりたいというふうに、現時点では考えております。

○道祖委員

努力しないと駄目だと思っていますよ。この数字は毎年毎年上がっていきますもんね。その4分の1が、やはりきいてくるわけですけど、それはやはり早く新管に入れ替えていかなくてはいけないという経営努力をぜひやっていただきたいというふうに思います。それはそれで内容的に分かりますけれど、もう一つお尋ねしたいのは、ここではっきりさせていただきたいのは、本会議で質疑がありまして、ここに書かれております、指摘されたのが、世界情勢の影響による電気料金や資材の高騰が続く見込みのため、経営改善に向けた取組を引き続き行ってまいりますということなんです。このとおり、これを指摘されたんですよ。この指摘された内容が、こういう場合は国の責任なのか、だから国に責任を求めるというふうなことを質問者が本会議で言われましたよね。そのときに、いろいろありましたけれど、最終的に答弁されたのは、その内容は、こういう世界情勢の状況ではあるけれど、企業会計においてはどのような取組が必要なんだということを、明確に再度確認させてください。あなた方は本会議で最後答弁されたでしょう。その内容を確認させてください。

○企業管理課長

確かにこの状況を打開するために、企業努力をして頑張っていくというような答弁もさせていただいておりましたけれども、さらなる経費の削減とか、そういうところも含めまして、努力をしてまいりたいと考えております。

○道祖委員

私が聞きたいのは、世界情勢が変わったからといって、企業会計の中で、国に求めることが可能なのか、可能な場合はどういう場合なのか、やらなくてはいけないことはどういうことなのかというのを確認しておきたいんですよ。

○石田企業管理者

現状の水道事業会計では、例えば、今回の質疑の中でもお答えしましたように、動力費が前年度に比べまして4100万円ほど上がっておりますけれど、そういったものの補填等は、国

から行われるような仕組みにはなっておりません。前述の質問議員も言われましたように、また市からというふうなお尋ねもありましたけど、水道事業会計の独立採算でやっていかなければならないようになっていきますので、市からそういった補填をいただくわけにはいきません。よって、内部で経営努力をやっていくことが、まず求められているというふうに考えております。

○道祖委員

それをちゃんと明確に言っていないと、赤字になったらどこかが金を補填してくれるんだという前提のもとで企業会計が成り立っていくのかどうかだけ、その辺が、やはり企業会計の在り方というのはどういうことなのかということを確認させていただきたかったんです。やはり企業会計は、独立採算という形の考え方で頑張っていかなければならないということですよ。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

ちょっと分からないので教えてもらいたいのですが、5ページの決算説明書のところで、支払い利息が1.2億円とあるのですが、支出のほうで、人件費が1.5億円なんです。1.2億円の支払い利息というのは、どのくらい借入れされているのですか。

○企業管理課長

ただいま企業債を借りておるその対象ですけれども、83億1535万4851円、これが今のところの償還残高ということになっております。そちらのほうに対する支払い利息ということになっております。

○深町委員

83億円借りていて1.2億円利息がつくのですか、年間。人件費が1.5億円で、利息が1.2億円というのは、普通に考えたら、企業としてはやっていけないような気がするんですけどね。

○企業管理課長

これは今、1.2億円というのが、元金分ではなくその利息分の支払いということになりますけれども、最新の令和5年3月の年利率ということで1.2%ということになっております。

○深町委員

1.2%ということですが、これ、第3の財布とか第2の財布とかいうと私もちょっとよく理解できないのですが、もともとこれは内部で貸したり借りたいという、そんな話なのですか、違うのですか。第3、第1の財布から貸してまた元に戻すとか、そういう意味ではないのですか。全然、別のところから借りている八十何億ですか。

○企業管理課長

主な借入れ先としましては、地方公共団体金融機構さんということになります。こちらのほうにつきましては、配水設備整備等に対する借入れということになっております。

○深町委員

また後で、詳しく聞きたいと思います。それで、もう1個、次のページで利益が結構ぼんと上がっているんですよね、5億円。6ページですが、令和3年度から4年度にぼんとプラス5億円ぐらい利益が上がっている。これはどういう原因なんですか。

○企業管理課長

この利益につきましては、令和4年度につきましては、令和4年1月の料金改定によりまして事業の運営に必要な費用が、水道料金等の収益で賄われる形になっておりまして、黒字の状況となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計決算認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

この工業用水に関しては、以前からちょっと議論をしているところですけど、純利益が495万円ということを出ておりますけれど、中身を見てみますと、他会計補助金が3717万円ということで、ほぼ3千万円ちょっと赤字ということではないかと思うんですけどね。今、工業用水に関して、その後というか、以前これを廃止してから普通にしたらどうかというような話もしていましたので、それから何か話合いを、議論されましたか。

○経済政策推進室長

工業用水道事業につきましては、工業用水ということで、企業さんの給水という形になりますので、私のほうからご答弁させていただきます。以前にもご指摘ありましたように、工業用水道事業につきましては、昭和45年に産炭地域における産業基盤の整備促進のために給水を開始いたしまして、立地企業の社会資本、インフラとして重要な役割を担っていただきました。今後事業を継続していくためには、るるご指摘いただいておりますように、老朽管対策などに多額の費用を必要といたします。仮に、事業を廃止する場合には、上水道への切替えに伴う設備改良、こういったところも必要になってまいります。こういった点を踏まえまして、給水しております企業さんと、3年、4年前からお話合いさせていただいておりますが、コロナ禍を踏まえ、原材料を輸入に頼っている企業さんもおられたという状況の中で、協議が少し止まっている状況というのもございます。こういった中でまたヒアリングなどを再開させていただきながら、また企業局との協議調整を図りながら、方針を取りまとめてまいりたいと、そういうふう考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○城丸委員

ちょっと話合いをしていて、今止まっている状態ということですけど、この工業用水が普通の水道に変わった時点で、どれぐらい上がるんですか、企業さんの負担は。

○経済政策推進室長

いろいろな考え方がございます。上水道への切替えに対する設備のご負担をどういう形で、激変緩和といいますか、をしていくか。また上水道につきましても、他の地域の状況を見ておりましたら、10年間、激変緩和で緩やかに上げていくと、そういった手法もございます。そういった中で今、企業局のほうとは検討しておりますが、具体的な数字というのは今ご答弁できる所は持ち合わせておりませんので、よろしくお願いいたします。

○城丸委員

これちょっと後で出てくる問題ですけど、口座振替の廃止とか、費用対効果をいろいろ水道局で考えられておると思うんですけど、この工業用水の関係についても、これ見れば他会計からの補助ということで、飯塚市からの補助だと思うんですけど、常に3700万円ぐらいいるということで、ぜひ費用対効果ということを考えて、廃止なり、続けるならどういうあれが要るかとか、老朽化していますので、そういうことをやはり考えないといけないのではないかとこのように思いますので、よろしくお願い致します。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第13号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計決算認定」に対する質疑を許し

ます。質疑はありませんか。

○深町委員

ちょっと私があるところから聞いたんですけど、下水道料金というのは、水道料金よりも高いものなんですか。水道料金と下水道の比較。ちょっと水道料金よりも、こういう下水道部門が高いよねと言われたんです。

○企業管理課長

全く同じというわけではございませんけれども、ほぼ同じ程度の水準になると。料金改定前は若干下水道使用料のほうが少し高かった状況であったと思います。

○深町委員

では、今はもうほぼ一緒ということになったんですか。前はちょっと高かったでしょう。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

ちょっとついでに聞きますけれど、これは言葉だけの問題ですけれども、雨水処理負担金とはどういうものですか。2億1千万円もありますか。

○企業局次長

雨水処理に関します費用につきましては、一般会計のほうから繰入れをいただいております。公共下水道につきましては合流式と分流式がございます。合流式につきましては雨水処理もいたしますので、その分の雨水処理費をいただいております。

○城丸委員

ついでに分流式と合流式の説明もお願いします。

○企業局次長

合流式につきましては、当初、事業を始めた頃は、合流式が主流でございました。これが街なかの西部地区というところで処理しておりますけれども、これは、雨水と汚水、家庭から出ます雑排水、これを一緒に管に集めまして、処理場まで持っていきまして処理するという方法が合流式でございます。また分流式につきましては、雨水は雨水、そして汚水は、河川のほうに直接流し、汚水につきましては汚水管の中に流入させまして、それを終末処理場まで持って行って処理して、河川に流すという手法でございます。

○城丸委員

確認ですけど、合併浄化槽は汚水は別なんですか。細菌が死ぬとか言って。そういうことで分流式ということにされているということなんですか。違うんですか。処理量が大きくなるということ。分かりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

これも本会議で質疑があつておりましたのでちょっと確認させていただきたいんですけど、水道事業の報告書の決算附属書63ページに、「有形固定資産減価償却率の増加は、法定耐用年数に近づいている資産が増えていることを示しており、将来の更新需要に備え、計画的な施設更新を行ってまいります。」これは当然、やはり新しい機械を入れて、新しい医療体制を整えていくためには必要だと思うのですが、ここに書かれている意味合いは理解するんですけど、本会議で質問者が言っていた内容は、いろいろ機械の名前を言われておりましたけど、

それがいつ更新されるんだ、その計画書はあってそれが更新されてないとかいろいろ言われておりましたけれど、それは指定管理者との契約の中で、企業管理課が費用をもってすることなのか。指定管理者のほうは30年間委託契約してますね。その病院事業の中で、指定管理者のほうが独自に機械の更新をしていくのか。その辺はどうなっておるのか、確認させていただきたいと思います。

○企業管理課長

医療器械備品の更新についてということでございますが、こちらのほうにつきましては本会議でも答弁をさせていただいておりますけれども、この医療機器の購入に当たって、起債を起すこととなります。その分につきましては、事務的には企業局のほうで行いますけれども、償還については、指定管理者のほうで処分をしていただくということになっております。

○道祖委員

そこをちゃんと明確化しておかないといけないと思っておりますけれども、ただ私ども、質問議員が本会議で質問されておりましたけれど、その質問議員が、何か資料をお持ちだということで、病院経営の資料をお持ちで、その中の機械の更新が予定どうなってるようになってると言われておりましたけれど、正直言います、私はそれを存じ上げてないんですよ。存じ上げてないことがあそこで議論されていて、私どもはどういうふうな対応をしていいか、私自身がどういうふうに対応していいかよく分からなかった。だから、もしそういう資料があるなら、大事な例えばレントゲンの機械が何年に導入されて、何年更新だとか、大きな機械で。小さなものまでは言いませんけれど、そういうことがあるならあるで、病院の経営の中ではそういうことがやられていますよという報告を、今後はぜひしていただきたいと思っております。そうすれば、何の質問があっているか分かるんです。誰の責任で運営されておるかというのが、どういう形で運営されているかというのが明確になっていくと思うんですよ。だから、そこのところをやはりきちっとあそこの場で答弁していただきましたけれど、ただ所管する委員会のメンバーは、所在について知らないというのも、いちいち病院に行って、そういう資料を入手できるんですか。できないでしょう、私どもは。どういう形で他の議員が入手されたか知りませんが、資料要求はあったんですか。この委員会ではそういうことが示されてないということは、内部資料について総務のほうに資料要求の手続きをして入手をしたのかも分かりませんが、いちいち我々が所管の部分で、そういう手続きをしてやらなくてはいけないんですか。だからあなた方はもう少し病院経営について取り組むなら、せめてこのメンバーに対しては、委託して30年間の契約ですけど、当初の機械はこういうふうになっておりますから、こういうふう更新していきます、その起債については、今おっしゃったように、企業局がやりますけれども、起債の償還については、こういう形でやっていくんですよということはやはり示していただいたほうが、私どもも問合せがあったときに、市民の皆さんに説明がしやすいと思っておりますので、その辺の配慮をお願いしたいと思っておりますけれどもできますか。

○企業管理課長

ただいまの部分につきましては、市立病院経営強化プランの内容かと思っております。こちらのほうにつきましては、今、検討中でございますので、所管委員会でありましてこの経済建設委員会のほうで、報告は今後させていただきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

ちょっと1点だけ、関連したことなんですが、今、機械備品の減価償却が94.4%、ほとんど100%に近いということは、今から機械の入替え等が頻繁に行われると。その分に関してはここに書いてあるように、指定管理者が独自で購入するもので、市が購入してあげるものがその中からあるんですか、これから先。

○企業管理課長

市が直接というようなことではございませんで、先ほど説明させていただきましたとおり、大型のもの、CTであるとか、MRI、そういうふうな、大型の医療機器につきまして、起債を借りて購入するというような段取りになろうかと思えます。市のほうで購入するというようなことはございません。

○石田企業管理者

ちょっと補足をさせていただきます。先ほどの資料の31ページにも少し記載しておりますが、基本的に医療器械等も指定管理者のほうで購入していただきます。その際に、病院事業債を活用して購入していただくこととなりますが、そのうちの25%は交付税で措置されますので、その分は市のほうに入りますので、その分は指定管理者のほうにお渡しすると。残りの75%は、償還の際に指定管理者のほうでご負担いただくという形をとっております。

○瀬戸委員

今ここに上がってきている減価償却費というのは、市のほうであげてある部分は、これは、今ある機械に対して、今は市の所有になっている機械に対する減価償却費ということですか。

○企業管理課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

以前筑豊労災病院から、市が引き継いで、飯塚市立病院になりまして、その後に指定管理者を選択したわけですけど、一番当初の指定管理者との契約の中に、医療機器については、指定管理者が独自で全部購入するという契約になってるのではないですか。その辺りはどうですか。

○企業管理課長

そのとおりでございます。

○坂平委員

そうしたら、いろいろ質問される中において、それを最初に説明すればいいではないですか。こういう説明の仕方をするから誤解を招くんですよ。そういうふうになっているなら、もうそういうことは一切心配する必要ないでしょう。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

ちょっと言葉だけの問題で申し訳ないんですが、再三現金の支出を伴わないということで、当年度未処理欠損金ですかね、これが純利益で補填されていますけど、これはどういうふうに考えたらいいんですか。オートレース事業の累積赤字みたいなふうに捉えればいいですか。ちょっと説明願えますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 11:07

委員会を再開いたします。

○企業管理課長

先ほどの未処理欠損金につきまして、回答させていただきます。未処理欠損金につきましては、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、減価償却費と長期前受金戻入、こちらのほうが現金を伴わないものになりますが、この差の分が積み上がった形となっております。今年度につきましては、純利益を計上しておりますので、若干欠損金の額が下がっております。

が、これまでは減価償却費のほうが大きくなっておりましたので、その分が積み上がってきているものでございます。しかしながら、現金を伴わないものとなりますので、事業会計の中では、影響はあまりないものだと考えております。資料28ページをお願いいたします。こちらのほうでお示しさせていただいておりますけれども、左側の現金収支の2.8億円、こちらのほうにつきましては、収入支出ともに同金額ということになっております。現金を伴わない収支、長期前受金戻入と減価償却費、この差額が積み上がっていくものでございますので、その分が未処理欠損金ということで計上されていくものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。議題中、「認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定をいたしました。

次に、「認定第12号 令和4年度 飯塚市工業用水事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第12号 令和4年度 飯塚市工業用水事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第13号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」は、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定をいたしました。

次に、「認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」は認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第53号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、以上2件については関連がある

ため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第53号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。「議案第53号」につきましては、「議案第54号」に関連する補正予算となっていることから、初めに、「議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。「議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。本条例案は、口座振替の方法により、水道料金をお支払いいただいているお客様に対する水道料金の割引を終了するに当たり、飯塚市水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

4ページの新旧対照表でご説明をいたします。第30条の2、口座振替の方法により納付する料金の特例を削除するものでございます。この特例につきましては、令和4年1月からの水道料金改定に併せ、料金値上げに対する負担軽減と、口座振替のさらなる利用推進のため、口座振替により引き落としできたお客様の水道料金から110円を割り引く制度でございます。この割引に伴いまして、令和4年度から、水道事業会計において、口座振替報奨金としてその費用を計上し、割引分を補填しており、令和5年度も約3千万円の予算を計上しております。企業局といたしましては、口座振替を推進するため、新規水道契約時やお客様との折衝の際、口座振替を案内するとともに、検針の際に配布しておりますお知らせ票に割引制度の周知等を行ってまいりましたが、令和4年度の口座振替件数はさほど伸びておらず、今後も割引による効果はあまり期待できないものと思われまます。

資料の1ページ、「口座振替件数の推移」をお願いいたします。1の「口座振替件数の推移」でございますが、割引制度を導入した令和4年度の口座振替普及率は77.42%で、令和3年度から令和4年度の伸び率は0.12ポイントとなっております。しかしながら、令和2年度から令和3年度の伸び率は0.27ポイントでありますことから、割引制度による効果はあまりなかったものと推測しております。また、昨今の原材料エネルギー価格等の高騰は、水道事業の経営に影響を与えており、今後の水道事業の経営状況の悪化が懸念されます。このような状況下でこの特例を継続することは、今後、水道事業の経営を圧迫していく要因となるものであり、水道事業の安定した経営を確保していくためにも、令和5年度をもって終了させていただきたいと判断をいたしました。また、資料の「5. 新たなサービスの導入」と記載しておりますとおり、新たな納付手段としまして、キャッシュレス決済による支払い方法を導入し、お客様の納付の利便性の向上を図り、多様化している支払い方法に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、「議案第53号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」について補足説明をいたします。

補正予算資料の3ページをお願いいたします。委託料でございますが、先ほど補足説明いたしました、「議案第54号」の口座振替の方法により納付する料金の特例廃止に伴う料金システム改修及び令和6年度より新たに導入いたしますキャッシュレス決済に係るシステム改修費としまして、合わせて459万3千円を増額いたしまして、総額を28億2867万1千円とするものでございます。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

この議案に関しましては先日の本会議での議員質疑の中であってございましたので、重複する点もございますが、確認の意味から幾つか質問させていただきます。まずはこの口座振替割引

の導入の目的、これは何だったのかお尋ねいたします。

○企業管理課長

導入の目的としましては先ほどもお話をさせていただきましたけれども、口座振替の推進、それと、料金改定によるお客様の負担軽減という目的で導入をさせていただいております。

○田中裕委員

口座振替の推進。これは何のために、この口座振替を推進していくお考えなのか、お尋ねいたします。

○企業管理課長

口座振替の推進につきましては、お客様が納付書を持って納付される手間の軽減と、事務処理上の事務の軽減と併せて、口座振替を推進しているものでございます。

○田中裕委員

徴収率の増加というか、上げるという意味合いもあるんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

○企業管理課長

申し訳ございません。それが一番の目的でございます。

○田中裕委員

それでは徴収率はどのようになっているのか、推移をお尋ねいたします。

○企業管理課長

上水の分の徴収収納率でございますけれども、98.12%となっております。

○田中裕委員

今回の廃止するに当たって、口座振替が伸びていないという理由を挙げられたと思いますが、そもそもこれを開始されるときに、口座振替をされる方をどのくらいぐらいに増やしていこうと、そういう考えがあったのかお尋ねいたします。どのくらい増えるだろうと思っていたのか。

○企業管理課長

目標としてはございませんが、導入をすることによって大幅に増える、増加するというふうと考えておったものでございます。

○田中裕委員

大幅に増えるだろうと思って導入したということですが、資料を見ますとほとんど増えていない、また令和5年度は逆に減っている、口座振替が減っているんですね。という数字になっているかと思いますが、口座振替されない方というのは窓口に来られたり、振り込みをされたり、そういう様々な手間があると思うんです。口座振替にしたほうが一番、本人にとっては楽という言い方がいいかどうか分かりませんが、一番楽なんですけれども、それなのに口座振替にされない理由、そういったものも掴んでいらっしゃるのであれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○石田企業管理者

質問委員が言われておりますように、口座振替にすると、何も手続せずに料金をお支払いいただくことができますので、今回、割引を設けることで、目標設定してないというふうに申し上げましたけど、想定としてはもう数%単位で、割引もあるし楽にもなるので、大幅に増えるというふうに想定をしてこの制度を始めましたが、窓口に来られるお客様に、担当職員のほうがいろいろお勧めをした中では、そもそも口座振替が嫌だから現金で払っている、口座から黙って自動的に引き落とされるのが嫌だとか、ご自身の口座の中にそれだけの余裕もないのでされるとか、そういったことで、そもそも口座振替ができない、したくないという方が、かなり窓口でやりとりする中で、おられたということが分かりました。そういったこともあって、この普及率の伸びが低くとどまったのではないかというふうに考えております。

○田中裕委員

様々な事情があつて、口座振替はできない、したくないと言われる方が、予想以上に多かったということだろうと思いますが、資料の一番最後、5番目に新たなサービスの導入とあります。目的というのは先ほど言いましたように、簡単にできるという利便性があると思いますが、それともう一つ、こういったものを利用することによってポイントが付くと思うんですね。それも、導入の目的の一つにはなるんでしょうか。

○企業管理課長

質問議員がおっしゃいますとおり、お客様の利便性向上は、一つ大事な目的となっております。それとポイントということがありましたけれども、公共料金につきましては、ポイント還元はなかったものと考えております。なので利用者の方につきましては、自宅でも、納付書を持たれて支払いに行かれることなくできるというところの利便性の向上を考えております。

○田中裕委員

分かりました。最初にお聞きした、この口座振替割引の目的としては、徴収率の向上、口座振替する方の推進、これは徴収率の向上につながる、だからやるんだと。もう一つは、値上げによる負担を軽減させるために、という2つの目的であったと思いますが、最初の目的、口座振替の推進、これはもうほぼできないと判断されたので、これを廃止する。これは分かります。ただ、もう一つ、負担軽減が目的であったと思いますが、これは、この目的の一つである負担軽減をやめるということですよ。そもそもこの廃止の引き金となったのが、燃料費高騰による経費が増えてきた、4千数百万円でしたっけ、これが一つの引き金だったと思いますが、これは本会議での議案質疑にもありましたように、だから廃止するという目的には、また別問題ではないかと、私はそのように思っております。逆に、この燃料費高騰がなく、通常どおり進んでいったら、廃止というのはなかったのか。逆に言えば、この燃料費高騰が収まって、以前のように落ちついたときに、またこれを復活させるのか。この辺りはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○石田企業管理者

今回、この口座振替割引の特例を廃止する理由といたしましては、質問委員もおっしゃられましたように、普及率は想定よりもかなり低くとどまってしまった。それに、かかる費用が3千万円ほどを要しますので、費用対効果の面から廃止したいということと、もう一つはこれも物価高騰によりまして、電気代、動力費が4100万円ほど上がっておりますので、これが、現時点では、まだ収まる気配が見えませんが、水道事業経営上、この特例を、3千万円を使つての効果も余り薄い事業を継続するには、将来的にまた水道使用者の皆様の大きなご負担になりかねないので、先ほど申しました2つの理由から、廃止するものでございますので、仮にこの物価高騰が収まったにしても、もう一つの費用対効果の面からの効果が得られておりませんので、質問委員がおっしゃいましたように、物価が収まったにしても、この特例は今のところ、復活させるというようなことは、私のほうは考えておりません。

○田中裕委員

費用対効果の話でございました。例えばこれが今、口座振替の普及率77.1%、令和5年ですね。これが例えば、90%ぐらい上がっていったとしたら、今、口座振替110円割引きますと、金額3千数百万円がもっと上がってくると思うんですね。4千万円、5千万円とか、負担が増えてくるかと思いますが、これが上がっていたらそのまま続けられるおつもりだったんだと思いますが、そういうことでしょうか。言っている意味が分かりますか。大幅な口座振替が増えてくるだろうと思って始められたのがそれほど増えなかった、だから、このあたりで廃止をすると決定をされたということでしょう。これが例えば、考えられていたように90%ぐらい、この口座振替の普及率が上がっていったならば、そのまんま続けられていたわけでしょう。どうなんですか。

○企業管理課長

質問委員がおっしゃいます90%台とか、そういうふうに大幅に上がった場合、その時点でまた事務費とかもありますけれども、その時点で、また費用対効果を見るというような形で判断をさせていただくことになっていたのではないかと考えております。

○田中裕委員

110円割引をするというのは、もうずっとこれをやり続けていくという考えではなかったということですか。

○石田企業管理者

補足で説明させていただきます。仮に、この普及率が、今77%ぐらいに留まっておりますが、言われるように90%あたりになっていたとして、物価の高騰がもしなければ、廃止を検討はしていなかったと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

大体言いたいことは、田中委員が質問されました。私も年間660円負担が増える1人でございます。非常に残念です。それと一つ聞きたいのは、このコンビニ代行の変更で補正予算が459万3千円ぐらい上がっていましたが、これ一番下に書いてある新たなサービス導入というのがありますけれど、この分については費用は要らないんですか。

○企業管理課長

先ほど言いました口座振替割引廃止に伴うシステム改修が152万6250円。それと、コンビニ代行業者変更についてシステム改修費用が306万6250円ということになります。

続けてよろしいでしょうか。現在のコンビニ収納と同じでございますので、新たな費用という手数料はかかってきません。

○城丸委員

下のスマートフォン決済の導入とか、LINE Pay、Pay Pay、Pay Bの、こういうのは、新たに費用はかからないということですね。

○企業管理課長

はい、新たな分につきましてはかかってきません。

○城丸委員

ちょっともう一つ、コンビニ代行業者を変更するというのがありますけれど、これは何か変更する理由がありますか。

○企業管理課長

現在のコンビニ収納代行業者より、令和6年4月分からコンビニ収納に係る手数料を現行の60.5円から99円へ値上げするという申入れがあったため、県内の市へ調査を行いました。その結果、値上げ後の手数料が高額であると判断いたしましたことから、コンビニ代行業者の変更を行うこととしたものでございます。また、今回のコンビニ代行業者変更のシステム改修に併せて、先ほど説明させていただきましたスマートフォン決済を導入して、市民の皆様の利便性向上及び多様化している支払いの方法に対応していきたいと考えているものでございます。

○城丸委員

変更後の手数料というか、それは90幾らから幾らになったのですか。

○企業管理課長

その分の金額につきましては、4月からということになりますけれども、そこに業者が変わってきますので、99円というようなことではありませんけれども、それよりも安価で契約することになるかと思っております。

○城丸委員

99円になるということで、変わるんですよね、高くなるということで。ということは、安

くなりますよね。安くなるから探したんですよね。

○企業管理課長

大変失礼いたしました。ただいま市長部局のほうでも、コンビニ代行業者でキャッシュレス決済等を導入されておりますけれども、そちらのほうの手数料としまして、現在62.7円とされておりますことから、同水準ということを考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

検針と徴収は、指定管理者に全部任せているわけでしょう。

○企業管理課長

はい、委託としております。

○坂平委員

指定管理者との調整をして、こういう改善をしていっているわけですか。

○企業管理課長

そのとおりでございます。

○坂平委員

指定管理者のほうは、このやり方のほうがメリットがありますよという協議をしているわけですか。メリットというか、使用する側と徴収する側と、使用する側のメリットがありますよと、という考え方なのですか。それとも行政側が、企業局のほうがメリットがありますよというその考え方で改善しているわけですか。

○企業管理課長

そのメリットにつきましては、双方で協議した上で、検討した上でのことでございます。

○坂平委員

双方にメリットがあるという、その辺りの説明がちょっといまいち理解しにくいよね。これだけ新たにまた費用かけるわけでしょう。4百何十万円か。今までの徴収率は、先ほど言っていた98.なんぼでしょう。

○企業管理課長

上水道で申しまして、98.12%です。

○坂平委員

これに改善すると100%に上がるわけですか。

○企業管理課長

利用者の方の利便性を向上させることで、収納率についても増加していくものだと考えております。このキャッシュレス決済等を導入することによって市民の方の利便性向上と考えておりますので、併せてこの収納率が上がること、そちらのほうも考えております。

○坂平委員

市民の方の意見を聞いて、こういうふうなキャッシュレスとか、いろんな支払いの方法を変えていく分、これについては市民の方の意見は聞いているわけですか。それとも、あなた方が一方的に、こういうふうに変更していきますよということをやっているわけですか。だから指定管理者に出しているのだから、そこと十分協議して、メリットですよということなのですか。それと徴収率が下がってくると、今、指定管理者に出している分、これは何%を切ると指定管理者の負担と言いますか、補償か何かさせているわけですか。徴収率が下がっても、指定管理者には何ら罰則はないわけですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:54

再 開 12:57

委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、執行部の答弁を求めます。

○企業管理課長

先ほどは説明不足となり申し訳ございません。

今回のシステム改修の費用につきましては、コンビニ代行業者変更に伴う改修費である、306万6250円と、口座振替廃止に伴うシステム改修の費用152万6250円を合わせたものとなっております。

コンビニ代行業者の変更に係る費用につきましては、現在のコンビニ代行業者から、令和6年4月分からコンビニ収納に係る手数料を1件当たり60.5円から、99円へ値上げするという申出があったため、変更を行うこととしたものでございます。

変更を行うことで、現在、市長部局が行っております、税金などのコンビニ収納に係る手数料は、1件当たり62.7円となっておりますので、企業局においても同等の金額での契約を見込んでいるものでございます。

なお、企業局が使用しておりますシステムにつきましては、市長部局が使用しておりますシステムとは異なるため企業局において、システム改修を行う必要があるものです。

なお、今回のコンビニ代行業者の変更に伴い、スマートフォン決済の対応が可能となりますが、これに対する費用は新たに発生するものではございません。以上でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第53号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」及び「議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、以上2件につきましてはいずれも原案どおり可決すべきとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第56号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第56号 市道路線の認定」について補足説明させていただきます。

議案書7ページをお願いします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は7路線、延長347メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番、2番、3番、及び6番7番の路線は、寄附採納により、路線認定を行うものです。路線箇所は、8ページ、9ページ、11ページ及び12ページに記載しております。路線の明細の左端に記載しております一連番号4番、5番は、開発帰属により路線認定を行うものです。路線箇所は10ページに記載しております。

以上、簡単でございますが補足説明を終わります。

次に、令和5年7月3日開催、当委員会においてご質問がありました市道認定基準について

ご説明いたします。市道認定につきましては、平成18年告示第47号飯塚市道路認定基準に基づき、認定を行っております。市道認定を適用するには飯塚市市道認定基準第4条第1号の規定に基づき、次の要件を満たす必要があります。まず、道路幅員が4メートル以上確保されるということと、ただし、この道路幅員は開渠側溝を除いた幅員となります。さらに、当該道路の両端が公道に接続している必要があります。また、道路の一方が公道に接続し、もう一方が通り抜けられない場合においては、終端で車両の回転に必要な場所を確保する、もしくは公共施設等に連絡する道路であることが求められます。以上の要件が市道認定の基準の説明になります。説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 市道路線の認定」については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、報告事項に入らせていただきたいと思います。ここでお諮りいたします。案件に記載したとおり、執行部から5件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

まず最初に、「飯塚市・サニーベール市姉妹都市交流10周年記念事業に係る渡航について」、報告を求めます。

○国際政策課長

「飯塚市・サニーベール市姉妹都市交流10周年記念事業に係る渡航について」、ご報告いたします。

資料をお願いいたします。本市と米国サニーベール市が、平成25年に友好交流関係協定を締結し、今年度10年を迎えることから、これまで培ってきた両市の友好交流を総括し、ともに祝うため、市民交流団とともに、サニーベール市を訪問いたしましたので、その概要を報告いたします。訪問の日程は、令和5年8月3日木曜日から8日の火曜日、4泊6日で、米国カリフォルニア州のサニーベール市を訪問いたしました。訪問の目的につきましては、記念行事、歓迎レセプションへの参加、及び関係者との意見交換、飯塚フェアにおける市内特産品等のPRでございます。訪問者につきましては、経済政策推進室の早野室長、特産品振興ふるさと応援課の進課長補佐、学校教育課ICT推進室の金城指導主事、国際政策課国際人材育成係の渡邊係長、同じく国際経済推進係の井上、市民交流団として、市内在住、在勤の方、12名の合計17名でございます。全体の概要、飯塚フェアへの出展商品につきましては、資料に記載のとおりです。

参考に、サニーベール市の資料もつけさせていただきます。なお、10月19日木曜日から23日月曜日の日程で、サニーベール市からの交流団が本市を訪れる予定です。滞在期間中には、多くの市民の皆様と交流していただくように、市内観光やイベントへの参加を計画しております。以上簡単ではございますが、「飯塚市・サニーベール市姉妹都市交流10周年記念事業に係る渡航について」の報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市周辺商業エリア連携事業について」報告を求めます。

○商工観光課長

飯塚市周遊商業エリア連携協議会の連携事業について、ご報告させていただきます。

資料1「飯塚市周遊バスの運行について」をお願いいたします。令和4年4月に設置しました、飯塚市周遊商業エリア連携協議会で協議を進めておりました標記事業につきまして、飯塚市と4商業施設との協議が整いましたので、西鉄バス筑豊が運行主体となり、新規路線として、本年8月19日から運行を開始しております。この周遊バスにつきましては、来街者が商業エリアを周遊することにより、滞在時間の向上を図り、市内での消費拡大を目的に、実施しているものでございます。

次に、運行概要につきまして、報告させていただきます。運行日につきましては、土日祝日、1日5便で時刻表につきましては、資料1の2ページ目に記載しておりますので、後ほどご確認していただければと思います。

次に、料金につきましては、大人200円、小学生が100円、未就学児は無料となっております。バスの名称につきましては、「まちなか おかいもの ゴー」となっております。

次に、運行ルートにつきましては、資料2をお願いいたします。飯塚市役所を発着地点といたしまして、交通結節点であるJR新飯塚駅、飯塚駅、西鉄バス、バスターミナル及び4商業施設である商店街、イオン、ゆめタウン、カホテラスを周遊するルートとなっております。また、利用状況につきましては、8月19日から現在まで8日間走っておりますが、累計で414人、1日平均で52人が利用しております。

次に、資料4、6ページをお願いいたします。周遊バスの利用促進事業としまして、9月1日から謎解きデジタルスタンプラリーを実施しております。商業施設エリア、商店街エリア及びバス中エリアにQRコードを設置しまして、一つのエリアごとに謎解きますと、1個のスタンプが付与され、合計3か所のスタンプを集めると、1人1回応募することができます。

このように、飯塚市周遊商業エリア連携協議会で、市内での消費拡大に向けた事業を引き続き検討したいと考えております。また、周遊バスにつきましては、試行運行といたしまして3年間を予定しており、その際利用者アンケート等を実施しまして、他の公共交通との連携を図るなど、より利便性のよい周遊バスにしていきたいと考えております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

この周遊バスの運行は、土日、祝日のみですね。ここに来る人たちは、この周遊バスに乗ろうとする人たちは、資料として時刻表、バス停が出てますけど、例えば飯塚市役所に来るのには、何で来ればいいんですか。穂波イオンで乗ろうとしたら、どうやってくるんでしょう。徒歩ですか。交通機関なんか使うんでしょうか、どういうふうに設定を考えて、土曜日、日曜日このバス停で乗ろうとするときに、このバス停にどのようにしてくるのか。その想定はどのようにしているのか。

○商工観光課長

基本的には西鉄バスの既存の路線を利用させていただくことを想定をしておりますし、またJR駅にも周遊バスが止まります。それで、JRなどを利用してきていただければと考えております。

○道祖委員

このバス停があるところに来れば、21のバス停をぐるっと回ることができるわけですが、今、公共交通等を使ってというふうに言われておりますけれども、公共交通までに住んでいるところから、至るものは何を使うんですか。

○商工観光課長

その点につきましては、土曜日に限りますけれども、例えば公共交通であるエリアワゴンなどを利用していただく、もしくは徒歩を考えております。

○道祖委員

まちの中に来て、趣旨がいろんな方に来ていただいて、にぎわいを創造していくんだろーと思えます。売上げ協力とかそういうふうになっていくんだろーと思えます。だからその目的について、私は否定するものではないんですけど、まちの中の人まちの中を周回するようなシステムになってるということなんだろーと思うんですよね。今も課長ご答弁で、コミュニティバスとかエリアワゴンを使うことを想定する土曜日に限ってと言っておりますけど、日曜日はどうするんですかという話なんです。周辺の人たちはこれに来るときに、公共交通が十分ではないから、コミュニティ交通の利用が移動できるわけですよね。利用してくださいと。これを利用しないで自前で来られる方は、穂波イオンに行って、無料の駐車場に停めて、そしてこのバスに乗ることができるでしょうけど、そういう交通の不便な方々に対して、幾らこう制度をつくったとしても、こういうものをつくって来てくださいウェルカムウェルカムって言っても来ることができないと、にぎわいは創造できないではないですか。しかもあなたが言ったように、これは土曜日だけ。もしくは、土曜日、日曜日は、例えば筑穂町のコミュニティバス筑穂・高田線、これは平日のみなんです。ということは、お客様を引っ張ってくる、入れ込む制度が中途半端なんです。それについてはどういうふうに関後対応していくのか、お考えがあればお示してください。

○商工観光課長

質問委員の言われますとおり、飯塚市が運行しております公共交通との結節についてはまだ不十分な点があるかと思えます。そこで、今回開始しました目的としましては、まず、来街者が各商業施設を周遊していただくことを主眼に置いて検討した結果となりますので、今後、利用者アンケート等を実施しながら、適宜といいますか、変更等をしていきたいと考えております。

○道祖委員

それと、今日も新聞に載っていたんですけど、これも同じ内容です。クイズに回答して飯塚の魅力発見と、今日新聞に載ってましたデジタルスタンプ。これは宣伝をしてもらって結構なんですけれど、ただこれも、このバスの時刻表はどういうふうに掲示されてるのか。新聞に出してもらったら時刻表もつけてもらえばよかったのに。どこからバスが出て、ぐるっと回れるんですよという。これ3年とか書いてないんですよ。何か中途半端なPRだなと思う。これは3年の運行で、もうここまでの期間でやりますよというやつだけ、西鉄バス筑豊の周遊バスと書いてあるけど、3年というのは出てないんですね。せっかく媒体を使ってお願いするのだったら、そこまでやっていただきたいなと思うし、利用しようにも、例えば各交流センターに、こういうことでこのバスの時刻表が載ってあるんですか。それとこれに対して、結節点があって、土曜日だけでも構わないけど、これに乗ろうと思ったらこの結節点で乗ってもらえたら、例えば鯉田だったら、鯉田の駅から乗ってもらって新飯塚に着いて、こういうふうに関回れますよとかいうようなものが、各交流センターに表示されてるのかどうか。

○商工観光課長

質問委員が言われますとおり、各交流センター等には時刻表を配布しておりません。しかしながら市のホームページや、実際の時刻表につきましては、各4商業施設及びバスセンター、新飯塚駅、飯塚駅に配架しておりますけども、そういったことも質問委員の言われますとおり、

これにつきましても今後検討していきたいと思えます。

○道祖委員

いや、言っているように、せっかくやるんだから、3年のスパンがありますからという計画でやるんだから、そのうちその間に灰汁出しをしてから終わり頃にはみんなが来れるようにしますよという話かも知れないけど、そうではなくて、やるならちゃんとやるで考えて取り組んだほうが、せっかくやるやつの中身が濃くなるのではないですか。だから、これはやはり役所の中が一番悪いことですよね。縦行政ばかりやるからこういうことになるので、こういうことをやると、横の連絡をきちっとして、話して、少し意見調整すればこんなことはもう少し有効的、活発的な案になっていったのではないかと思いますけどね。副市長、日頃からこういうことはちゃんと主管部の会議をちゃんと1週間に一度か何かやっているんでしょう。意見を合わせるとか、政策の打合せとかいうことをちゃんとやってるんですか。

○久世副市長

今ご質問委員のご指摘は、今回周遊バスの運行にプラス、当然地域の方々もこの周遊バスが機能的に使えるような配慮が必要であろうと。それはまさにご指摘のとおりですね。今回は商工観光課、経済部内で話を提案させていただいておりますが、当然これは市民協働部の公共交通対策課とも協議の上で、機能的にこれが機能するように、担当課長は街来の方というふうにおっしゃってましたが、当然、今現在の飯塚市市民の方にもこれは利便性を持って使っていただく必要がございますので、定期的に連絡等は行ってはおりませんが、しかしながら当然横の連携はとるべきだと私も今考えておりますので、横断的に協議をして、せっかくのこの周遊バス、たくさんの方に活用していただくように検討してまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結します。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「林道「筒野第一支線」の線で発生した事故に係る訴訟について」、報告を求めます。

○庄内支所経済建設課長

林道「筒野第一支線」で発生した事故に係る訴訟につきまして、ご説明をいたします。市管理の林道「筒野第一支線」で発生した事故に関しまして、令和5年7月19日付にて、福岡地方裁判所飯塚支部から、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を原告とする、訴状が送達され、令和5年7月21日付で受理をいたしております。その概要を報告するものでございます。資料につきましては、3ページありますけれども、2ページ目に位置図、それから3ページ目のほうには当時の事故があった状況の写真と、位置が分かる図面を添付いたしております。

最初に事故概要につきましてご説明をいたします。福岡県飯塚農林事務所発注の筒野地区権現谷の治山工事が平成30年9月12日から令和2年3月19日までの工期で実施をされております。事故は、令和2年1月21日の午後1時頃、クレーン車が林道筒野第一支線を走行中、道路下の農地に転落、クレーン車が損傷し、運転者が負傷をいたしております。

訴状の内容によりますと、クレーン車所有者と保険契約締結のあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、本件事故によってこうむった損害等に対し、令和2年5月から令和4年4月にかけて、合計1746万6996円の保険金を支払っております。その後、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社より委任を受けた「弁護士法人上野光典総合法律事務所」から市に催告書が送付され、令和5年1月17日付で、受理をいたしております。催告書の内容は、「本事故については、林道管理の義務を怠ったことにより発生したものと推測される」というものでありましたが、林道管理について市の瑕疵はない旨の回答をいたしております。

そして今回、冒頭で説明しましたように、訴状が送達され受理をしております。訴訟の概要でございますが、飯塚市は国家賠償法第1条第1項、同法第2条第1項に基づき、こうむった

損害を賠償すべき責任として福岡県と連帯して、1746万6996円及び、これに対する令和4年4月20日から支払い済みまで年3分の割合による金員の支払い、並びに印紙代、予納郵便料の請求となっております。今後につきましては、本市顧問弁護士と対応を協議しながら事務を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上簡単でございますが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

道路管理者は、県の農林事務所ですか

○庄内支所経済建設課長

道路の管理は飯塚市が林道管理しております。

○坂平委員

これは道路管理者の責任ということで追及されていると思うんだけど、その責任はどこにあるんですか。

○庄内支所経済建設課長

管理責任を怠ったというふうに訴状の内容としては書いてありますが、―――。

○坂平委員

道路管理責任を怠ったというのはどこが怠ったということに値するわけですか。道路管理を飯塚市がしている。管理を怠ったからということで訴訟を起こされたわけでしょう。だから、怠ったというところはどこが怠ったんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:25

再 開 13:26

委員会を再開いたします。

○庄内支所経済建設課長

訴状の内容によりますと、本件林道の路肩部分が崩落したことによって発生したものであるというふうにその訴状内容のほうには書いてあります。

○坂平委員

路肩が崩落した事は車が乗ったから崩落したわけよ。もともと崩落しとったわけではないんですよ。崩落したのであれば、例えば通行止めとかそういう制限の、標識を怠ったとかいうことなら分かる。ところが、道路は何もその現状、何ともないところに、路肩に寄り過ぎて、転倒したとかいうことではないのか。

○庄内支所経済建設課長

そのように認識をいたしております。

○坂平委員

あなた方は飯塚市の職員として、これは、飯塚市の道路管理者として、瑕疵はないというふうに判断してるのですか。

○庄内支所経済建設課長

そのとおりであります。

○坂平委員

しっかりと頑張って闘ってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

工事請負契約の締結状況につきまして、ご報告をいたします。

資料「工事請負契約報告書」をお願いいたします。工事名は菰田地区配水幹線布設替工事でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、専門工事、管水道A等級に格付けされている市内業者を指名することに決定し、12者による入札を執行いたしました。

その結果、落札額6321万400円。落札率90.7%で、株式会社瓜生建設一工業が落札しております。なお、本件の入札につきましては、12者中、最低制限価格によります9者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

資料2ページ目に、位置図及び工事概要をお示しいたしております。以上簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン（素案）及び市民意見募集について」、報告を求めます。

○業務改善・DX推進課長

それでは、「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン（素案）及び市民意見募集」について、ご報告をさせていただきます。

現行の飯塚市第2次行財政改革大綱及び第2次行財政改革後期実施計画の計画期間が令和5年度をもって終了いたしますことから、新たな飯塚市行政経営戦略推進ビジョン及び実施計画となりますプランの策定に向け、飯塚市行政経営戦略推進審議会を設置いたしまして、審議を進めているところでございます。

資料の1ページをお願いいたします。「はじめに」と題しまして、本ビジョン策定の背景にございます、少子高齢化の進行による人口構造の変化や、社会経済情勢の変化について、それに柔軟に対応するために、飯塚市も変化をしていく必要があるといったことを記載させていただいております。

2ページから9ページにかけては、これまでの行財政改革の取組や、市及び市を取り巻く現状等について記載をさせていただいております。

10ページのほうをお願いいたします。本市が目指す姿として、「時代の変化をも追い風に成長を続ける”スマートシティー飯塚”」を掲げまして、少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴って生じます新たな社会的課題等に対応するため、働き方改革、業務改善や、デジタル・トランスフォーメーションなどの取組を積極的に推進することにより、行政サービスの質を向上させ、かつ、継続的に提供することができる自治体を目指すことといたしております。また、取り組みを推進することで、市民の利便性が向上するだけでなく、内部事務を含めた、行政サービスそのものが向上することにより、市民満足度が向上し、職員のやりがいも向上する。向上の好循環が生まれるといったようなイメージ図を記載させていただいております。

次のページをお願いいたします。目指す姿の実現に向けて、大切にしたいことといたしまして、「市民起点、現場起点でのサービス改革、業務改革」、「横断的な視点によるサービスや資源の全体最適化」、「当たり前を疑え！本当に必要なものを残し、無駄なものを捨てる」、

「職員がやりがいを感じ、個性を生かして活躍できる環境づくり」、「新しい技術を積極的に取り入れ、変化の波に乗るチャレンジ精神」の5項目を掲げております。

13ページには、計画の位置づけ、計画期間を記載をさせていただいております。

次のページでは、本市の行政経営における成果を市民目線から捉える指標といたしまして、飯塚市民意識調査の行政経営分野の満足度4項目及び職員のやりがいを測る指標といたしまして、働き方改革に関するアンケートの職場満足度、併せまして5項目を掲げさせていただいております。なお表の右側の上昇となっております欄につきましては、市民意識調査のこれまでの推移と、今後策定を予定しております実施計画でございます飯塚市行政経営戦略推進プランにおける個別の推進項目での取組を勘案いたしまして、今後目標数値を定める予定といたしております。また、財政的な効果につきましては、今後策定するプランにおける個別の推進項目ごとの数値を積み上げていくなかで、成果指標を設定する予定といたしております。

15ページから18ページにかけまして、「情報・デジタル化の改革」、「人の改革」、「財政の改革」、「施設・モノの改革」という体系ごとに取組の方向性や、主な取組について記載をいたしまして、19ページに全体のイメージというのを記載をいたしております。

20ページには、推進体制、21ページには、進行管理の手法について記載をいたしております。また、資料の最後に、素案の内容を1枚にまとめたものを添付いたしております。

なお今後のスケジュールでございますが、全常任委員会にてご報告をさせていただいた後、本庁、各支所、12地区交流センター、コミュニティセンターにて、素案に対する市民意見を募集する予定といたしております。また、市のホームページでも、電子申請にて意見を募集する予定といたしております。

その後でございますが、ビジョンの審議と並行して、各所管課で実施していく項目をまとめた、実施計画である飯塚市行政経営戦略推進プランの策定を進めまして、11月上旬に、ビジョンについての審議会答申をいただき、11月中旬を目途に、ビジョン及びプランを策定したいと考えております。なお、策定いたしました、飯塚市行政経営戦略推進ビジョン及びプランの内容につきましては、各常任委員会にて、ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。